

「オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会報告書（案）」に対する意見

| 頁 | 行目 | 章 | 項目 | 該当箇所 | 意見 |
|------|----|---|--------|--|---|
| 30 | － | 6 | 今後の方向性 | ブロッキングを排除することなく実効的な対策の検討を求める部分 | <p>【意見】</p> <p>日本司法書士会連合会は、違法オンラインカジノ対策として、通信事業者によるアクセス抑止（ブロッキング）の法制度化に向けた具体的検討を速やかに進めるべきであるとの立場から、本報告書（案）の方向性に基本的に賛成する。</p> <p>司法書士は、債務整理、生活再建支援、成年後見、消費者被害対応等の実務を通じ、ギャンブル等依存症や過剰債務が本人及び家族の生活を破壊し得る実態に日常的に接している。違法オンラインカジノは、スマートフォン等から時間・場所を問わず利用でき、短期間で多額の損失、多重債務、家庭崩壊、犯罪への関与等を招き得る点で、従来型の賭博とは異なる深刻性を有する。したがって、政府全体で包括的な対策を推進する必要性は極めて高く、ブロッキングについても単なる将来的選択肢にとどめるのではなく、制度化を見据えた具体的検討を進めるべきである。</p> |
| 4～13 | － | 2 | 必要性 | 周知啓発、取締り、情報削除、外国政府等への要請、支払抑止等の対策及びその効果検証に関する部分 | <p>【必要性】</p> <p>周知啓発、取締り、情報削除、外国政府等への働き掛け、支払抑止等の対策は、今後も継続・強化されるべきである。しかし、オンラインカジノ運営者の多くが海外に所在し、法執行や削除要請には限界があること、任意の協力要請にとどまるジオブロッキング等には実効性上の課題があること、オンラインカジノサイト自体へのアクセス可否については基本法改正の施行前後で大きな変化が見られないことを踏まえると、既存の対策のみでは十分とはいえない。</p> <p>また、国内からのオンラインカジノ利用が違法であるとの認識がなお十分に浸透していない状況において、広告・誘導投稿等に接触した若年層やカジュアルユーザが容易に違法サイトへ到達できる状態を放置することは相当でない。より権利制限的でない手段を尽くす努力を継続しつつも、これらの対策の限界を補完する追加的手段として、ブロッキングの制度化を具体的に検討する必要がある。</p> |

| 頁 | 行目 | 章 | 項目 | 該当箇所 | 意見 |
|-----------|----|---|-----|----------------------------------|---|
| 13～ 16 | － | 2 | 有効性 | 対策としてのブロッキングの有効性に関する部分 | <p>【有効性】</p> <p>ブロッキングには、VPN やパブリック DNS の利用等による回避可能性があり、依存が進行した利用者や悪質な事業者に対する効果には限界がある。この点を過小評価すべきではない。</p> <p>もっとも、オンラインカジノ対策におけるブロッキングの意義は、すべてのアクセスを完全に遮断することにあるのではなく、若年層やカジュアルユーザが違法サイトに最初に接触する機会を減少させ、依存症の入口を狭める点にある。現在のインターネット利用環境を前提とすれば、DNS ブロッキング等は、一般利用者に対する入口対策として相応の有効性を有するものと考えられる。したがって、技術的回避が可能であることのみをもって制度化を否定すべきではなく、他の包括的対策と組み合わせることにより実効性を高める制度設計を行うべきである。</p> |
| 17～ 24 | － | 3 | 許容性 | ブロッキングにより得られる利益と失われる利益との均衡に関する部分 | <p>【許容性】</p> <p>通信の秘密、知る自由及び表現の自由は、民主社会において極めて重要な権利であり、ブロッキングの制度化に当たっては、その制約を軽視することはできない。</p> <p>しかし、違法オンラインカジノがもたらす弊害は、単なる財産的損失にとどまらず、ギャンブル等依存症、多重債務、生活破綻、家族関係の破壊、自殺リスク、さらには犯罪への関与や犯罪収益の国外流出等に及び得る。特に、若年層がスマートフォン等を通じて容易に違法オンラインカジノに接触し得る現状を踏まえれば、これを予防する公益は重大である。</p> <p>また、オンラインカジノの利用行為自体が国内法上違法であることも、法益衡量上の一事情として考慮されるべきである。もっとも、そのことにより通信の秘密に対する制約が当然に正当化されるものではないから、対象・手続・期間・救済の面で厳格な制度設計を行うことを前提として、ブロッキングは許容され得るものとする。</p> |

| 頁 | 行目 | 章 | 項目 | 該当箇所 | 意見 |
|-----------|----|---|--------------|-----------------------------|--|
| 25～ 26 | － | 4 | 実施根拠・ 妥当性 | 仮に制度的措置を講じる場合 の枠組みに関する部分 | <p>【制度設計】</p> <p>ブロッキングを実施する場合、法解釈に基づく通信事業者の自主的取組に委ねることは相当でなく、国会での十分な審議を経た明確な法律上の根拠を設けるべきである。</p> <p>その制度設計においては、少なくとも、①対象を違法オンラインカジノサイトに厳格に限定すること、②対象サイトの指定基準を明確化すること、③指定手続に独立性・専門性を有する第三者的関与又は司法的関与を確保すること、④指定・解除の手続及び判断理由の透明性を確保すること、⑤過剰遮断・誤遮断が生じた場合の迅速な不服申立て及び解除手続を設けること、⑥遮断件数、解除件数、誤遮断件数、効果検証結果等を定期的に公表すること、⑦制度の期限又は定期見直し条項を設けることが必要である。</p> <p>以上のような制度的担保を前提として、違法オンラインカジノ対策としてのブロッキングの法制度化に向け、政府全体で速やかに具体的検討を進めることを求める。</p> |

※本意見は 1,000 字を超えるため、別添として要旨を提出する。

意見の要旨

日本司法書士会連合会は、違法オンラインカジノ対策として、通信事業者によるアクセス抑止（ブロッキング）の法制度化に向けた具体的な検討を速やかに進めるべきであるとの立場から、本報告書（案）の方向性に基本的に賛成する。

司法書士は、債務整理、生活再建支援、成年後見、消費者被害対応等の実務を通じ、ギャンブル等依存症や過剰債務が本人及び家族の生活を破壊し得る実態に接している。違法オンラインカジノは、スマートフォン等から時間・場所を問わず利用でき、短期間で多重債務、生活破綻、家庭崩壊、犯罪への関与等を招き得る深刻な社会問題である。

周知啓発、取締り、情報削除、外国政府等への要請、支払抑止等の対策は重要であるが、海外運営者への法執行や任意の削除・ジオブロッキングには限界があり、違法サイト自体へのアクセスがなお容易である以上、追加的対策が必要である。ブロッキングには技術的回避可能性があるものの、若年層やカジュアルユーザが違法サイトに最初に接触する機会を減らす入口対策として、相応の有効性が認められる。

もっとも、通信の秘密、知る自由及び表現の自由への影響を軽視することはできない。したがって、導入に当たっては、事業者の自主的取組に委ねるのではなく、明確な法律上の根拠を設け、対象サイトの厳格な限定、指定基準の明確化、第三者的又は司法的関与、透明な手続、誤遮断時の迅速な救済、実施状況及び効果の定期的検証・公表、制度の定期見直しを備えた枠組みとすべきである。